

入札公告（簡易型総合評価方式）

下記の工事について、条件付一般競争入札（事前審査方式）を行いますので、志摩市契約規則（平成16年志摩市規則第69号。以下「規則」という。）第4条の規定により公告します。

平成23年6月1日

志摩市長 大口秀和

1. 工事概要等

(1) 施工年度	平成23年度
(2) 工事番号及び工事名	第2A1阿001号 市道鶉方立神線 道路整備工事
(3) 工事場所	三重県 志摩市阿児町神明 地内
(4) 工事概要	アスファルト舗装工 A=7344.0 m <sup>2</sup> コンクリート舗装工 A= 27.0 m <sup>2</sup> 擁壁工 プレキャストL型擁壁 L= 42.0m 排水構造物工 U型側溝 L=1470.0m 排水構造物工 自由勾配側溝 L= 28.0m 排水構造物工 管渠工 L= 17.0m 排水構造物工 集水樹工 N= 12.0箇所 防護柵工 ガードレール L= 142.0m
(5) 工事期間	契約日から平成24年3月9日まで。
(6) 予定価格（入札書比較価格）	96,951,000円（消費税及び地方消費税を除く）
(7) 失格基準	本工事は、失格基準を設定するものとし、その取り扱いは、志摩市発注工事に係る最低制限価格の運用基準に準じるものとしします。
(8) 競争参加資格事前審査方式	当該工事は、入札参加希望者の競争入札参加資格を入札前に確認する事前審査方式の対象工事です。
(9) 総合評価方式 試行対象工事	当該工事は志摩市総合評価方式試行要領第2条に定める入札者が提示する簡易な施工計画及び入札者の施工能力等と入札価格とを総合的に評価して落札者を決定する簡易型総合評価方式（除算式）試行対象工事です。

2. 入札参加資格に関する事項

本工事の入札に参加できる者は、公告日から落札決定までの期間中、次に掲げる条件を全て満たした者としします。ただし、(4)及び(8)については、各条件に定めるとおりとしします。

(1) 建設業許可	建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条の規定による「土木一式工事」の特定又は一般建設業の許可を受けた者であること。
(2) 欠格事項	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
(3) 地域要件、格付け等	法第27条の23の規定による経営事項審査を受審し、かつ有効期限内である者のうち、次の基準を満たす者であること。 【地域要件】 ア 志摩市内に本店を有する者 【格付け】 イ 平成23年度 志摩市建設工事発注標準における「土木一式工事」の格付けがAランクの者
(4) 名簿登録	平成23年度の志摩市の競争入札資格者名簿において、土木

	一式工事業を希望業種として登録されている者であること。 ただし、平成23年6月1日以前に登録されていること。
(5) 指名停止	志摩市建設工事等指名停止措置要綱(平成20年志摩市告示第34号。以下「指名停止措置要綱」という。)による指名停止を受けている期間中でない者であること。 及び三重県より資格(指名)停止を受けている期間中でない者であること。
(6) 経営状況	手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全な者でないこと。
(7) 再審査認定	会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく会社更生手続き開始若しくは更正手続き開始の申立てがなされている場合、又は、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始若しくは再生手続き開始の申立てがなされている場合にあっては、一般(指名)競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けている者であること。
(8) 配置技術者の資格等	次の基準を満たす技術者を入札日の前日までに本件工事に専任で配置できる者であること。ただし、入札参加資格申請日において、配置技術者が他工事に従事しており、その工事が未竣工である場合は、併せて誓約書を提出すること。 ※本公告に定めるものの他、配置技術者及び現場代理人の基準については、「志摩市発注工事における配置技術者等の取り扱いについて(平成23年6月1日)」に準じるものとします。 ア. 法第26条に定める土木一式工事に係る主任又は監理技術者を適正に配置できるものであること。 イ. 配置技術者は、原則として入札参加資格申請期間最終日において志摩市に登録された技術者とする。また、監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。 ウ. 本件工事の条件付一般競争入札参加資格申請期間最終日において3か月以上の恒常的な雇用関係にある者。ただし、合併、営業譲渡又は会社分割による所属企業の変更があった場合、緊急その他やむを得ない事情がある場合については、3か月に満たない場合であっても恒常的な雇用関係にあるものとみなす。
(9) 総合評価方式に係る提案	総合評価方式に係る全ての評価項目について提案を行うこと。提案のない場合又は評価において参加資格がないと認められた場合は入札に参加できません。ただし、提案が認められずに標準案(設計図書に基づく仕様。以下同じ。)での施工となった場合は入札に参加できるものとします。 なお、総合評価方式において事実と異なる記載又は事実と異なる発言を意図的に行うことにより評価を得ようとしたことが認められたときや、提案内容が他の入札参加者と酷似しているなど適正に作成されたと認められないときは、その者の入札は無効とします。この場合、併せて不正・不誠実な行為とみなすことがあります。

### 3. 総合評価方式(除算式)に関する事項

#### (1) 総合評価方式の仕組み

本工事の総合評価方式は簡易型とし、標準点(設計図書に基づく仕様で、評価点を加算する前の状態)に加算点(入札参加者の要件及び提案内容に応じて付与する点数)を加え、入札価

格で除した数値（以下「評価値」といいます。）の最も高い者を落札者とする方式です。

評価値＝{(標準点＋加算点) ÷ 入札価格}

(2) 入札の評価に関する基準

評価項目、評価基準及び得点配分は、別紙「総合評価方式（簡易型）評価項目一覧」によります。

(3) 評価方法及び落札者の決定方法

入札参加者の要件及び提案による評価項目を評価し、標準点及び加算点を付与し、次の条件を満たす入札を行った者で評価値＝{(標準点＋加算点) ÷ 入札価格}の最も高い者を落札者とします。

ア 入札価格が本公告に示された予定価格（入札書比較価格）の制限の範囲内で失格基準額以上の価格であること。

イ 提案内容が発注者の設定する標準案（設計図書に基づく仕様）を全て満たしていること。

ウ 評価値が最低限の要求要件である標準点を予定価格で除した数値を下回っていないこと。

(4) (3)において、落札者となるべき評価値の最も高い者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定します。

(5) 提案が認められなかった評価項目については、標準案による施工を行うものとする。

(6) 落札者の提案内容（性能等）については、その履行を確保し、評価内容を担保するために契約書に提案内容を記載するとともに監督・検査により提案内容の履行の確認を行います。

(7) 受注者の責めにより提案内容の不履行が認められた場合には再度の施工を求めるとし、再度の施工が困難な場合には、指名停止措置要綱に基づく指名停止の対象とし、適切な処置をとるものとします。

(8) 発注者が設定している標準案（設計図書に基づく仕様）の不履行が認められた場合には、再度の施工を求めます。

(9) 技術資料の受領後の差し替え、追加は認めません。（ただし、技術資料審査時に内容確認ができない等の理由により、追加資料や再提出を求められた場合を除く。）

(10) 次に該当する技術資料は加算対象としません。

ア 提案内容が不明なもの

イ 著しく具体性を欠くもの

ウ 施工の確実性、安全性を欠くもの

(11) 落札者は、技術資料により届け出た配置予定技術者を契約時に配置しなければなりません。もし、正当な理由なく契約時に配置できなくなった場合は、不誠実な行為とみなし、指名停止措置要綱に基づく指名停止の対象とする場合があります。

#### 4. 入札手続等

(1) 入札参加資格の確認

入札参加希望者は、条件付一般競争入札参加資格申請書【様式－1】等以下の提出書類を書面により提出して、入札参加資格の確認を受けなければなりません。

※ 提出書類の様式は、志摩市ホームページの入札情報からダウンロードするか、本公告に添付のものをご使用ください。

志摩市ホームページ (<http://www.city.shima.mie.jp/>)

なお、イに定める期間内に提出書類を提出しない者、又は入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができません。

ア 提出書類

① 建設業許可証明書等の写し	2の(1)で定めた建設業許可を示した書類 ※有効期限が確認できるもの。
② 経営事項審査結果通知書（経審）の写し	公告日において有効期限内である結果通知書（写し）
③ 配置予定技術者等の届出書【様式1－1】及び添付書類	2の(8)で定めた配置予定技術者及び現場代理人を示す書類

	なお、複数の配置予定技術者を提出することができますが、配置予定技術者1人につき、1部の書類を作成すること。
④ 技術資料届出書	【様式-2】
⑤ 技術資料【様式3～6】	別紙「総合評価方式（簡易型）評価項目一覧」で定めた評価項目の提案内容を示す書類及び添付書類

イ 受付（申請書及び提出書類）

① 提出期間	平成23年6月1日（水）から同年6月15日（水）までの午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時の間、及び志摩市の休日を定める条例（平成16年志摩市条例第2号。）第1条第1項各号に定める休日（以下「市の休日」という。）を除きます。）
② 提出場所	三重県志摩市阿児町鵜方3098番地22 志摩市役所 総務部 検査契約課【志摩市役所 5階】 電 話 0599-44-0018
③ 提出方法	申請書及び添付書類は持参するものとし、郵送又は電送（FAX等）によるものは受けません。

(2) 入札参加資格の審査結果は、平成23年6月27日（月）に通知します。

※ 入札参加資格確認通知により資格有りとな認められた者が、落札決定日までに入札参加資格を満たさなくなった場合は、入札参加資格を取り消します。

(3) 入札参加資格確認申請書にかかる注意事項

ア 提出書類の作成に係る費用は、申請者の負担とします。

イ 提出書類は、本工事の入札参加資格の確認に使用する以外は、無断で他の資料として使用しません。

ウ 提出書類は返却しません。

エ 提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は認めません。（ただし、資格審査時に内容確認ができない等の理由により追加資料や再提出を求められた場合を除く。）

オ 提出書類の提出に関する問い合わせは、4の（1）のイの②の場所とします。

(4) 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、入札参加資格が無いと認めた理由について、次のとおり説明を求めることができます。

ア 提出期間	入札参加資格が無いと認められた通知を受領した日から平成23年6月30日（木）までの午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時の間、及び市の休日を除きます。）
イ 提出場所	三重県志摩市阿児町鵜方3098番地22 志摩市役所 総務部 検査契約課【志摩市役所 5階】 電 話 0599-44-0018 FAX 0599-44-5266
ウ 提出方法	説明を求める旨を記載した書面を提出して行うものとし、なお、書面（様式は任意）は持参するものとし、郵送又は電送（FAX等）によるものは受けません。
エ 回答方法	説明を求めた者に対し、書面により回答します。

(5) 設計図書及び仕様書の閲覧等

設計図書及び仕様書（以下「設計図書等」という。）の閲覧

ア 閲覧期間	平成23年6月1日（水）から同年7月4日（月）までの午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時の間、及び市の休日を除きます。）
イ 閲覧場所	三重県志摩市阿児町鵜方3098番地22 志摩市役所 建設部 建設整備課【志摩市役所 3階】 電 話 0599-44-0304 FAX 0599-44-5262

(6) この設計図書等に対する質問がある場合には、次のとおり質問書【様式-7】により提出するものとします。

ア 技術資料に係る質問の提出

① 提出期間	平成23年6月1日(水)から同年6月13日(月)までの午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までの間、及び市の休日を除きます。)
② 提出場所	(4)のイに同じです。
③ 提出方法	書面は持参又は電送(FAX等)によるものとし、電話・口頭等によるものは受け付けません。

イ 技術資料に係る質問に対する回答

① 回答方法	電送(FAX等)により回答します。
--------	-------------------

ウ 設計図書等に係る質問の提出

① 提出期間	平成23年6月1日(水)から同年7月4日(月)までの午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までの間、及び市の休日を除きます。)
② 提出場所	(5)のイに同じです。
③ 提出方法	書面は持参又は電送(FAX等)によるものとし、電話・口頭等によるものは受け付けません。

エ 設計図書等に関する質問に対する回答

① 回答方法	電送(FAX等)により回答します。
--------	-------------------

(7) 技術資料のヒアリング

ア 提出された技術資料のヒアリングを実施します。ヒアリング開催日時及び場所等詳細については別途通知します。

※ ヒアリング予定日：平成23年7月1日(金)

(ヒアリング予定日は入札参加者数等により変更となる場合があります。)

イ ヒアリングは、原則として配置予定の主任(監理)技術者に対して行います。

※ 配置予定の主任(監理)技術者が参加できない場合は、その代理人として技術資料について説明できる者が参加することができますが、この場合、技術力要件のヒアリング項目の評価は行いません。

(8) 提案に関する採否の通知

提案に関する採否の通知については、入札参加資格確認通知及びヒアリング開催通知と同時に書面により通知します。

なお、提案が適正と認められた場合は、当該提案に基づく入札を行うこととし、提案が適正と認められない項目を標準案に基づいて施工する場合は、標準案に基づく入札を行うものとします。

(9) 入札の執行

入札は次に示すほか、志摩市競争入札実施要綱(平成20年志摩市告示第33号。以下「入札実施要綱」という。)等関係法令により行います。

ア 入札方法等

① 入札執行回数は、1回とします。

② 落札の決定に当たっては、入札に記載された金額に100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格としますので、入札書に記載する金額は、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載すること。

イ 入札の日時及び場所

① 入札日時 平成23年7月6日(水) 午前11時00分

② 入札場所 三重県志摩市阿児町鶴方3098番地22  
志摩市役所 4階 401会議室

(10) 開札

開札は、(9)のイに掲げる日時及び場所において行うものとします。

## 5. その他

### (1) 入札保証金

免除とします。

### (2) 契約保証金

契約保証金は契約金額の100分の10以上とします。

### (3) 工事費等内訳書の提出

ア 入札に際し、入札書に記載された入札金額に対応した工事費等内訳書の提出を求めますので入札書と同封してください。提出のあった工事費等内訳書が次の各号のいずれかに該当する者の入札については無効とします。また、提出した工事費等内訳書の不明な点を説明しない者は失格とします。

① 工事費等内訳書を提出しない者

② 工事費等内訳書の金額と入札金額が一致していないもの

③ 一括値引き、減額の項目が計上されているもの

④ 記載すべき項目が欠けているもの

⑤ 工事費等内訳書の内訳金額の計算に誤りがあるもの

⑥ 提出された工事費等内訳書に工事名、業者名の記載のないもの若しくは押印のないもの又はこれらの判別が不明であるもの

⑦ その他不備があるもの

イ 工事費等内訳書は、【様式-8】により、全ての欄を埋めることとします。

ウ 工事費等内訳書は返却しません。また、工事費等内訳書の提出については、契約上の権利・義務を生じるものではありません。

エ 工事費等内訳書の差替え、再提出は認めません。

オ その他工事費等内訳書の取り扱いについては、別に定める工事費等内訳書取り扱い要領によります。

### (4) 入札の無効等

本公告に示した入札に参加する資格のない者、虚偽の申請を行った者が行った入札並びに入札実施要綱第14条第1項に該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

なお、入札参加資格を確認された者であっても、入札参加資格申請日から開札日（落札者の決定）までの間において、指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けた者及び2の各号に掲げる資格を満たさなくなった者は入札に参加する資格のない者に該当します。

### (5) 落札者の決定方法

ア 3(3)及び(4)の方法で決定するものとします。ただし、落札者となるべき者が当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、予定価格（入札書比較価格）の制限の範囲内で失格基準額以上の価格をもって発注者が定める最低限の要求事項を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とする場合があります。

イ 事前に談合情報が寄せられた場合で、入札の結果談合情報どおりとなった場合は、落札決定を保留し、マニュアルに基づく調査を実施します。

### (6) 落札の失効

落札者は規則第27条の規定により契約を締結する旨の通知を受けた日から5日以内（ただし、市の休日は除く）に契約書を提出しなければなりません。正当な理由がなく契約書を提出しない場合は、同条第2項の規定によりその落札者は契約締結の権利を失います。

### (7) 支払条件

前金払及び部分払等支払条件は、志摩市会計規則（平成16年規則第62号）の定めるところとします。

### (8) 入札（開札）の中止等

談合等により公正な入札（開札）の執行ができないと認められるとき、又は、天災その他やむを得ない事由により入札（開札）を行うことができないときは、入札（開札）を延期又は中止若しくは取りやめることがあります。

(9) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある者は、指定した発注機関に対して苦情申立てを行うことができます。

(10) 火災保険付加の要否

設計図書による。

(11) その他

ア 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

イ 契約書作成の要否

要

ウ 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

エ 申請書及び添付書類に虚偽の記載をした場合には、指名停止措置要綱により指名停止を行います。

オ 本公告に関する問い合わせ先は次のとおりとします。

志摩市役所 総務部 検査契約課

電話 0599-44-0018